

「社会心理学研究」 審査規程

1. 論文の受稿

論文が投稿されると、編集事務局は、当該論文が投稿要件を満たしているかどうかを確認し、満たしていると判断された場合、到着月日を受稿月日として著者に通知し、内容がかなり重複している論文を既に公刊しているか、公刊予定の場合には、そのコピーを事務局に送るよう依頼する。二重投稿の疑いがあるときは、個別性/重複性、情報性、入手可能性の3基準に基づいて編集委員長、副編集委員長と主査(担当主査が決まっている場合)が協議し、原著と認められるものについてのみ審査に移行する。また、掲載不可論文や取り下げ論文が再投稿された場合も、編集委員長と副編集委員長が、以前の審査資料を参考にして協議し、新論文と判断できるものについてのみ審査に移行する。

2. 論文の審査

1. 主査、審査者の選出

編集委員長は、編集委員の中から、その専門性に基づき、1名を主査に任命し、主査は2名の審査者の内諾を得て推薦する。執筆者または共同執筆者が編集委員長自身あるいは指導学生である場合、副編集委員長が主査を任命する。なお、審査者は、原則として会員であるが、領域によっては、1名に限り、非会員を充てることができる。

2. 審査者による審査以前の段階での掲載不可決定

前項の規程にかかわらず、主査は担当する論文が審査を経ても掲載可となる可能性が低いと判断した場合、その判断の根拠を記した文書を編集委員長に提出し、審査者による審査以前の段階での掲載不可決定(以下、デスク・リジェクション)を求めることができる。

編集委員長は主査からデスク・リジェクションの申請があった場合、その妥当性について、主査、副編集委員長とともに協議する。協議の結果、主査の判断が妥当であると評価された場合、当該論文はそれ以上の審査を経ることなく掲載不可とする。なお、編集委員長は論文の内容に応じて、他の編集委員1名以上をこの協議に加えることができる。

以上の協議結果は、編集委員会による審査結果として編集委員長から著者に伝えられる。

3. 審査の依頼

編集委員長、または副編集委員長が1により主査から推薦された審査者を適当と認めた場合、編集事務局は、著者名、所属、身分、謝辞、個人名が入った脚注を伏せた原稿の審査を編集委員長名で依頼する。なお、審査期間は、原則として、1ヶ月とする。

4. 審査者による論文評価と審査結果の報告

審査者は、論文審査評価表(評価基準)を用いて多面的評価と全体的評価(A~D)を行

い、評価理由、修正点を含むコメントおよび再審査の必要性の有無を主査に報告する。

5. 主査による論文掲載可否あるいは改稿の判断

主査は、審査者の評価に基づいて、論文の掲載可否あるいは改稿を判断する。ただし、審査者の意見が分かれた場合などは、第三審査者の追加を含め、主査が独自の判断を行うことがある。なお、第三審査者には、他の審査者の評価を知らせずに、審査を依頼する。

掲載可あるいは不可と判断したときの正式の手続きは、主査が編集委員会に提案し、審議・決定するものであるが、便宜的措置として、掲載可の場合、主査と編集委員長が協議し、合意すれば、これをもって仮決定とする。この際、編集委員長は内容面で疑問を提起することが出来るが、主査の判断が優先される。掲載不可の場合、副編集委員長も、協議に加わる。なお、掲載可あるいは不可のいずれの場合でも、合意に至らないときは、編集委員会で審議・決定する。

6. 論文の改稿と審査

改稿と判断した場合、主査は、審査者のコメントをとりまとめて主査コメントを作成し、審査者コメントを添えて著者に伝え、改稿を要求する。改稿を求められた著者は、原則として、2ヶ月以内に（1ヶ月程度の延期願いがあるときはこれを認める）原稿を修正・加筆し、改稿論文を提出する。主査は、改稿論文について掲載可否あるいは再改稿を判断する。再改稿論文については、同じ審査者に再審査を依頼し、その結果を参考に判断することもある。なお、以上の手続きは原則として最大3回まで繰り返すことができる。3回の改稿を経ても掲載可となる可能性が認められない場合、掲載不可とする。

7. 決定結果の通知と最終決定

論文掲載の可否が決定されたならば、編集委員長は、後日開催される編集委員会の事後承諾を条件に、決定結果を著者に通知する。直近の編集委員会では、主査あるいは編集委員長が論文内容と審査経過を説明し、事前決定の承認を得て、最終決定とする。

8. 審査者への決定結果の通知

審査終了後、編集委員長は、審査者に審査資料（主査および審査者のコメントと評価表）を通知し、審査結果について意見を求める。意見があるときは、原則として、審査結果は変更しないが、編集委員会で取り上げる。

3. 研究倫理に係わる審査

審査者は、著者に対して、デセプションを用いた研究ではデブリーフィングを原則とし、論文に明記するよう求め、行わないときはその理由を記させる。事例研究ではインフォーマントのプライバシーを侵害し、不利益を被らすような記述を避けるとともに、研究結果の発

表の許可を取り、論文に明記するよう求める。また、編集委員会ならびに審査者は、倫理に関する事柄も審査する。

4. 審査の独立性と公明性

著者、主査、審査者が、審査に関わる事項について直接連絡し合うことを禁止する。必ず編集事務局を通じて行うことを求める。ただし、特別の事情がある場合は、主査と審査者が直接連絡し合うことを認める。

5. 審査に関わる著者の異議申し立て

審査結果について異議がある場合、著者はその旨を一回に限り編集委員長に申し立てることができる。編集委員長は、申し立てに関する編集委員会の結論を著者に対して速やかに示さなければならない。

なお、この規程の改定は、編集委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は 2004 年 7 月 17 日から施行される。

附則（2013 年 11 月 1 日一部改定）この規定は 2013 年 11 月 2 日から施行される。